

## 専攻教育科目試験における不正受験行為等の取扱内規

令和4年9月7日 保健学科会議承認

(目的)

1. この内規は、九州大学医学部保健学科が実施する専攻教育科目試験（定期試験、教場試験、中間試験、追試験及び再試験）における不正受験行為・指示違反行為に関し必要な事項を定めるものとする。

(不正受験行為等の定義)

2. 不正受験行為とは、試験時間中における次の行為をいう。

- ①本人以外に受験させること
- ②カンニングをすること及びそれを幫助すること
- ③その他不正を疑われるような行為をすること

3. 指示違反行為とは、試験時間中における次の行為をいう。

- ①使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと
- ②試験監督者の指示に従わないこと
- ③その他、試験の正常な実施を妨げる行為をすること

(不正受験行為等の防止)

4. 試験監督者は、前項に定める不正受験行為等の定義について試験開始前に受験者へ周知することにより防止を図り、また、試験室内の巡回を十分に行う等の方法により、不正受験行為等の未然防止に努めることとする。

(不正受験行為等の確認)

5. 不正受験行為等の疑義がある場合は、試験監督者は次のとおり対応することとする。

物的証拠がある場合は、押収しその受験者の受験を直ちに中止させる。物的証拠がない場合は、適宜注意を与えることとし、試験は続行させる。注意しても聞き入れない場合には、その受験者の受験を直ちに中止させる。

6. 試験監督者又は試験科目担当教員は、試験終了後に不正受験行為等の疑義がある学生から事情を聴取し、確認した内容を当該学生の所属する専攻長に報告する。

(不正受験行為等の認定)

7. 専攻長は、試験監督者及び試験科目担当教員並びに専攻長が指名する複数の教員とともに、当該学生から事情を聴取し、不正受験行為等かどうかの認定を行う。

8. 専攻長は、不正受験行為等と認めた場合、学科長に認定の経緯を書面で報告する。

(処分内容)

9. 不正受験行為等と認定された学生に対する処分は、当該学期の専攻教育科目の履修について、原則として全て無効とする。

10. 指示違反行為等と認定された学生に対する処分は、当該学期の当該科目の履修について無効とする。

(処分決定)

11. 不正受験行為等を行った学生に対する処分は、教務委員会で審議し、学科会議で承認を得て決定する。

(処分通知)

12. 学科長は、処分決定後すみやかに不正受験行為等を行った学生に対して処分内容を通告し、厳重な注意を与えることとする。